

4 環管第 145126 号
令和 4 年 4 月 4 日

香川県環境審議会長 殿

香川県知事 浜田 恵造

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画
(香川県) 及び総量規制基準」について(諮問)

このことについて、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 21 条第 1 項及び香川県環境審議会条例(平成 6 年条例第 25 号)第 2 条第 2 号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

4 環審第1号
令和4年4月4日

香川県環境審議会生活環境部会
部会長 末永 慶寛 様

香川県環境審議会
会長 増田 拓朗

香川県環境審議会生活環境部会への付託について

令和4年4月4日付け4環管第145126号により、当審議会に諮問のあった「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（香川県）及び総量規制基準」については、香川県環境審議会運営規程第6条第1項の規定により、貴部会に付託します。